



えのきと共に150年 これからも笑顔の花さく皆野小



のびのびネットワーク

~~たくましく のびゆく われら~~

令和5年6月28日 No.11



6年生のえのきっ子から学ぶ【あいさつ】

昨年度に引き続き、今年度も各学年で目標を決めて子供たちに《これだけは!身に付けて欲しい》・・・という内容について取組をしていることを【のびのびネットワークNo.6】でお知らせをしました。どの学年も目標を意識して取り組んでいる様子が見られます。その中でも6年生は目標《立ち止まって、あいさつをします》の取組をしていますが、廊下で会った時、登下校時会った時等にこの目標を実践している児童の姿が多く見られています。最高学年なので児童自身のしっかり取り組もうという気持ちや担任の声かけ等もあり、頑張る児童の姿が見られているのではと考えます。6年生があいさつすることで、1~5年生にも良いお手本となっているので、更にあいさつが響く学校を目指していきたいと思えます。

7月の生活目標



『無言でそうじをします』



新学年になり、新しい掃除場所の掃除の仕方を覚えそれぞれの場所を責任を持って取り組んでいます。皆野小学校では年間を通して“無言で掃除をする”ことを実施していますが、7月は特に“無言で掃除をする”を意識して取り組んでいきます。掃除に関係ない話はしない・・・は意識しないと難しいことかもしれません。しかし、普段の15分間掃除を集中しての取り組みを積み重ねることで、掃除に関する話もなくなってくるのではないかと思います。

また、昨年度から新しい試みとして、《縦割り掃除》を実施しています。昨年度は月に一度でしたが、今年度は毎週水曜日に実施しています。縦割り班掃除に取り組むことで、高学年は下級生の手本となる自覚や責任を持つこと、下級生はみんなで協力することの大切さを学ぶこと等があります。また、異年齢の子供たちが交流することにより、社会性を育て、コミュニケーション能力を養うことも目的の一つです。大切な活動として定着していけたらと思います。

終業式前日には1時間かけての大掃除もあります。1学期間使った学校を、みんなできれいにして夏休みが迎えられたらと思います。



ルールを守り、安全に気を付けて 乗っていますか？

4月に秩父警察署の方から、正しい歩行の仕方と自転車の乗り方について教えていただきました。4年生も自転車の免許証を受け取り、5・6年生と同じ学区内を乗れるようになりました。改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用のヘルメット着用が努力義務化されています。改正道路交通法には、**自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。**と明記されています。かぶらないからと言って罰則があるわけではありませんが、ヘルメットをかぶることで頭を守ることができます。すでに持っているお子さんについては身に付けて自転車に乗るようお願いします。

夏休みも近づいてきました。学校でも《事故に遭わない・きまりを守って乗る》ことを改めて確認していきたいと思います。自転車に乗ってよい範囲など再度ご確認ください。



1・2年生…庭や広場
3年生…地区内
4～6年生…学区内



自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の負傷部位 (令和4年中)

その他 2人 (12.5%)	自転車死傷者数 16人中
頭部 1人 (6.3%)	
顔部 1人 (6.3%)	

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

交通ルールを学ぼう!

自転車も乗れば車の仲間入りです。交通ルールから交通事故を起こしたときの対応まで、運転者としての責任を確認しましょう。

自転車講習会

<交通法令編>

YouTube 埼玉県警察 公式チャンネル

自転車もルールを守って安全運転

安全運転の大切さを伝えるキャラクター「7ぴん」と「おんちゃん」が活躍するポスター。2023.4.19より自転車ヘルメット着用の努力義務化が実施されています。

埼玉県警察

- 一般財団法人 埼玉県交通安全協会
- 一般財団法人 埼玉県交通安全教育協会
- 一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
- 一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会

自転車の主な禁止事項

無灯火運転	5万円以下の罰金(過失60%)
二人乗り運転	2万円以下の罰金又は料料
並進通行	2万円以下の罰金又は料料
携帯電話等の使用運転	5万円以下の罰金
イヤホン等の使用運転	5万円以下の罰金
傘さし運転	5万円以下の罰金

交通事故3つの義務!

- 1 負傷者の救護
ケガ人がいる場合は、119番通報
- 2 危険防止の措置
自転車等を安全な場所に移動させて、二次被害を防止
- 3 警察への通報
交通事故を起こした(遭った)場合は、110番通報

自転車指導啓発重点地区・路線の設定

埼玉県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は埼玉県警察のウェブサイトをチェック!